

○久喜市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 22 年久喜市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、市長が行う審議会等の会議の公開に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第 2 条 条例第 6 条に規定する審議会等の会議開催の事前公表は、久喜市市民参加条例施行規則（平成 22 年久喜市規則第 1 号）第 2 条に規定する方法で行うものとする。

2 審議会等を所管する課等（以下「所管課」という。）は、前項に規定する会議開催の事前公表を行ったときは、条例第 6 条第 1 項各号に規定する事項がわかるものを、速やかに公文書館に提出しなければならない。

(会議の傍聴等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する傍聴の定員を決定するときは、開催場所を考慮して、できるだけ多くの市民が傍聴できるよう努めるものとする。ただし、あらかじめ例規で定員を定めている場合は、この限りでない。

2 条例第 6 条第 1 項第 6 号に規定する傍聴手続は、原則として先着順とする。

ただし、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。

3 傍聴者は、審議会等の長の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議の進行の妨げになる行為をしてはならない。

(2) 他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。

(3) 開催場所において撮影、録音その他これらに類する行為を行うときは、あらかじめ審議会等の長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定に違反するときは、速やかに開催場所から退場しなければならない。

(会議資料)

第4条 条例第8条に規定する会議資料は、原則として配布するものとする。ただし、配布するために相応の費用がかかるものや市が主体的に配布することが適当でないと認めるもの等については、傍聴人の閲覧に供することにより対応することができる。

2 前項本文に規定する配布資料は、会議終了後に、市のホームページに登載するよう努めるものとする。

(会議録)

第5条 条例第9条に規定する会議録は、会議概要（様式第1号）及び審議会等会議録（様式第2号）（以下これらを「会議録」という。）により、作成するものとする。

2 所管課は、審議会等の会議終了後、会議録を速やかに作成しなければならない。

3 審議会等に諮問をしたとき又は審議会等から答申を受けたときは、当該会議の会議録に諮問書の写し及び答申書の写しを添付しなければならない。

(会議録の写しの閲覧等)

第6条 条例第10条に規定する会議録の写しは、前条第2項に規定する会議録（同条第3項に規定する添付資料を含む。以下この条において同じ。）作成後、速やかに公文書館に送付し、閲覧に供するものとする。

2 所管課は、前項に規定する会議録の写しを閲覧に供したときは、速やかに市のホームページに登載するものとする。この場合において、前条第3項に規定する添付資料については、市のホームページに登載するものとする。

3 第1項に規定する会議録の写しの閲覧期間は、当該会議録の写しに係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(運営状況の公表)

第7条 条例第11条の規定による運営状況の公表は、年度ごとの会議の開催数、公開した会議の開催数、非公開とした会議の開催数及び傍聴人の数について、市の広報紙への掲載により行うものとする。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

会議概要

会議の名称	
開催年月日	
開始・終了時刻	
開催場所	
議長氏名	
出席委員(者)氏名	
欠席委員(者)氏名	
説明者の職氏名	
事務局職員職氏名	
会議次第	
配布資料	
会議の公開又は非公開	(非公開理由)
傍聴人數	

様式第2号(第5条関係)

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注) 年 月 日	

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）